日本統計学会統計教育委員会運用規則

一般社団法人 日本統計学会

(総則)

第1条 この規則は、日本統計学会統計教育委員会(以下「本委員会」という。)の運

用に関して定める。

本委員会は、日本統計学会 委員会規程 第1条に基づく委員会である。

(目的)

第2条 本委員会は、統計教育を促進し、その発展・普及に貢献することを目的とす

る。

2 本委員会は前項の目的を達成するために、次の企画を実施する。

1) 統計教育懇談会の開催

2) 統計教育に関する作業グループ, 臨時プロジェクト等の部会活動の実施

3) その他本委員会の目的を達成するための適切な企画実施

(構成員)

第3条 委員会の委員は、理事会の議を経て、会長が委嘱する。

2 委員会には、委員長を会員の中より1名置く。

3 委員会には、委員を会員の中より数名置く。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とするが再任を妨げない。

(委員会の構成)

(報告義務)

第5条 委員長は、社員総会において、本委員会の構成、運営、活動状況について報

告する。

付則 1. 本規則は平成23年4月1日より施行する。

2. 本改訂版は令和3年6月12日より施行する。